## 白山庁舎アトリウム改修工事

	図名リスト
	改修工事
A-1	改修工事特記仕様書 1
A-2	改修工事特記仕様書 2
A-3	附近見取図、配置図、仕上表
A-4	改修前平面図、屋根伏図
A-5	改修後平面図、屋根伏図
A-6	改修前立面図
A-7	改修後立面図
A-8	改修前、後 矩計図
A-9	改修前、後 天井伏図
A-10	改修前、後 アトリウム断面図
A-11	改修前、後 小壁詳細図
A-12	改修後立面詳細図
A-13	改修前、後 屋根伏図
A-14	雑詳細図
A-15	改修前、後 屋上機械室 平面図
A-16	改修前アトリウム屋根伏図 1
A-17	改修前アトリウム屋根伏図 2
A-18	改修前、後 梁伏図
A-19	南面排煙窓建具表
A-20	北面排煙窓建具表
A-21	排煙垂壁詳細図
A-22	仮設計画図1<参考図>
A-23	仮設計画図2<参考図>
A-24	仮設計画図3<参考図>
E-1	電気設備 改修 平面図、屋根伏図

23 屋外広告物 屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。 石綿含有成形板等解体時の留意点 工事特記仕様書(改修) (24) 石綿含有建材 石綿含有建材の事前調査 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 石<sub>砂ト</sub> の調査 (1. 5. 1<sup>)</sup> ) 🛈 (改修範囲) 調査範囲 ・図示(図面番号: 白山庁舎アトリウム改修工事 2. 可能であれば湿潤状態(散水)として作業を進めること。 I. 工事名称 貸与資料 ①既存の設計図書 ・石綿含有建材の調査報告書 ・( ) Ⅱ. 工事概要 3. 飛散されない様にすること。 白山町川口 地内 1 工事場所 4. 保護具及び作業着を着用すること。 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 22, 051. 98 m<sup>2</sup> 2 敷地面積 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 3 工事内容 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 庁舎の内アトリウム部分 棟名称 定量分析法 現場において再利用を図るもの 定性分析法 鉄骨造 2階建 構造 JIS A 1481-1または JIS A 1481-3または 再資源化を図るもの コンクリート塊アスファルトコンクリート塊・ 建築面積 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 JIS A 1481-2 JIS A 1481-4 1.844.64 m<sup>2</sup> 延べ面積 ・箇所数( 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の 箇所数( 工事項目 アトリウム(屋根改修、排煙オペレーター改修、排煙垂壁取付 促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従 箇所数( ・箇所数 Ⅲ. 建築改修工事仕様 い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。 サンプル数 1箇所あたり3サンプル 1 共通仕様 採取箇所 • 図面(図面番号: ) • ( 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)」 による。 2 特記仕様 (4)建設副産物情報 受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を (1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。 交換システムの 監督員に提出することとし、また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。 騒音・粉じん等 ・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示(図面番号 (2) 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。 利用 なお、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績 の対策 ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示(図面番号 (3) 項目欄に記載の( ) 内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。 項目 特記事項 〔5〕三重県産業廃棄│ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日 (1) 適用基準等 1)公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (2) 足場 から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと 設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の 2)公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請 作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) 求することはできない。 式により行うこと。 3) 建築物解体工事共通仕様書 5 電気保安技術者 配置する 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) 般 内部足場の種別(参考) 🕟 脚立 🕟 棚足場 🛈その他(階段) (1.3.3 (表2.2.1) 事 外部足場の種別(参考) 💍 手摺先行据置枠組本足場 ・ 移動足場 ・ 高所作業車 4) 建築工事標準詳細図 職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。 共 技能士 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) (1.7.2 (2)施工条件 施工方法及び検査に関する事項 外部足場設置範囲(参考) ① 外部改修部 ・ 設備改修部 ・ 昇降用 ① 室外機置場作業用 通 8 施工数量調査 調査範囲及び調査方法・ 工種別の特記による 防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 調査のための 補修方法 • 図示(図面番号: ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 破壊部分の補修 足場(つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る)の組立 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規 制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行 着手すること。 (0) 建築材料等 うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させない 1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。 よう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 1 化学物質の濃 適用 施設用途 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン パラジウロペンゼン 学校、教育施設 ● ● ● ● ● ● ● 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 度測定 を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 (1.6.9)住宅 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等 その他 ※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市 測定対象室及び測定個所数 ・ 図示(図面番号 了するなど、足場の安全点検について、上記1) 又は2) に掲げる者と同等の知識・経験を有する者 測定方法 (・ パッシブ法 ・ アクティブ法) 監督員に報告書を提出すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。 報告書提出部数 2部 なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 3 既存部分の養生 既存部分の養生 ① 図示 (図面番号:A-22) (12) 特別な材料の 改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 既存ブラインド・カーテンの養生 ※ 高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受 (2.3.1) 工法 けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。 養生方法( (13) 騒音・振動の 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。 ※ 屋根、鉄骨等の制作納期を要するものは、契約後速やかに調査を行い、市監督員の承認を受けること。 保管場所 • 構内既存施設内 防止 ※ 棚足場及び北面外部足場の下は、仮設通路を設置し、施設利用者が通行できるように仮設計画を行い、シート及び合板で 固定された備品、机、ロッカーの移動 14 工事写真 仮設通路を養生し、施設利用者の通行と安全を確保すること。 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部(最新版))に従い撮影する。 行う ・ 行わない (1.2.4)提出部数1部 用紙は上質紙とする ※ 撤去作業等の騒音及び振動が生じる作業は原則休日等の施設運営が行われていない時に行うこと。 屋内の仮設間仕切り · A種 ① B種 · C種 (4) 仮設間仕切り ※ 外部足場の設置及び解体は原則休日等の施設運営が行われていない時に行うこと。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年 合板 厚さ ・ 9 mm ・ ( ) 3月1日付け国営整第211号)」による。 (2.3.2)※ 防煙垂壁の設置作業は原則休日等の施設運営が行われていない時に行うこと。 作成する ( ① 完成図 ・ 保全に関する資料 ・( )) せっこうボード 厚さ **〇**9.5mm ・ ( (5) 完成図等 (表2.3.1) ※ 作業後の施設の施錠については施設側と協議を行うこと。 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 完成図作図範囲(設計図を訂正) ※ 本工事は施設を運営しながらの改修工事となるため、施工に先立ち施設管理者及び市監督員と協議の上、施工工程を作成し 設置箇所 ○ 図示(図面番号:A-23 ) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は 仮設扉 市監督員の承認を受けてから行うこと。 合板張り木製扉① (7)に製) 発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。 ※ 工事用水については構内既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう事前に打合せのうえ計画し、 (16) 完成写真 · デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 5 監督員事務所 構内建物内の一部を使用する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 (2.4.1) ・ 設置する ・ 設置しない ※ 月に2回程度浄化槽の法定点検において点検業者が仮囲いの中に立ち入るため、その際は協力すること。 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議するこ 監督員事務所の規模(単位:㎡) ※ 別で発注されるAED撤去、新設工事において、設置業者がアトリウム内、仮囲いの中に立ち入るため、その際は協力すること。 と。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。 ※ 屋根部、棚足場の足場板全面、1階仮設通路、1階警備員室、風除室、2階通路、室内空調機等の雨除けが必要なものについ 〔17〕 設備工事との 規模 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度 ては、シート養生等にて、雨除けを行うこと。万が一漏水した場合は施工者側にて清掃を行うこと。 取合い 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 (3)発生材の処理等 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関す 監督員事務所の仕上げ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 る法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講 合板張り又はビニル床シート張り 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。 分別解体等の方法 (18) 既存部分等へ 工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補 5 監督員事務所の 種類 机・いす 温度計 黒板・白板 工程 作業の有無 分別解体等の方法 の処置 (1.3.13) 修する。 設備・備品等 · 有 · 無 (2. 4. 1) (2) (7) 種類 長靴 懐中電灯 衣類ロッカー ・手作業、機械作業の併用 (19) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督 数量 基礎・基礎ぐい 手作業 員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 種類 消火器 掃除具 |受注者加入電話 │ 冷暖房機器 │ インターネット 手作業、機械作業の併用 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 上部構造部分・外装 手作業 20 消防提出書類 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 手作業、機械作業の併用 ・本工事 (・ 建築工事・ 電気設備工事・ 機械設備工事) ・ 別途工事 Ⅰ ・ 手作業 (7) 仮設便所 構内既存の施設 手作業、機械作業の併用 2) 防火対象物使用開始届出書 利用できる ① 利用できない う有・無・手作業○手作業、機械作業の併用 建築設備・内装等 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。 (8) 工事用水 構内既存の施設 その他 ・手作業 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の ●手作業、機械作業の併用 (フェンス等) 法に基づく労働 規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得ら 9 工事用電力 構内既存の施設 災害防止措置 れたものとみなす。 ・ 引き渡しを要するもの 🕡 無 🕒 · 利用できる ( · 有償 · 無償) ○ 利用できない (22) 不正軽油の使 1) 一般事項 特別管理産業廃棄物 ・ 有(・PCBを含む機器類 ・廃油、廃酸、廃アルカリ ・ダイオキシン類 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事 用の禁止 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物・廃水銀等) 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等 に含まれる。 処理方法( の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用し ・ 水銀使用製品産業廃棄物 ・ 有( ・ 蛍光ランプ ・ HIDランプ ・( (1 o) 交通誘導警備員 配置 ○ 図示 (図面番号: A-22) 「水銀廃棄物ガイドライン」(第2版)(平成31年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)に基づき適切に 2) 調査の協力 処理すること。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等 石綿含有成形板等解体時の留意点 に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態(散水)として作業を進めること。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等 3. 飛散されない様にすること。 に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。

■memo ■check
client
architect

■scale

contractor

■drawing title

改修工事特記仕様書1

■project title

白山庁舎アトリウム改修工事

Kisho

Architectura

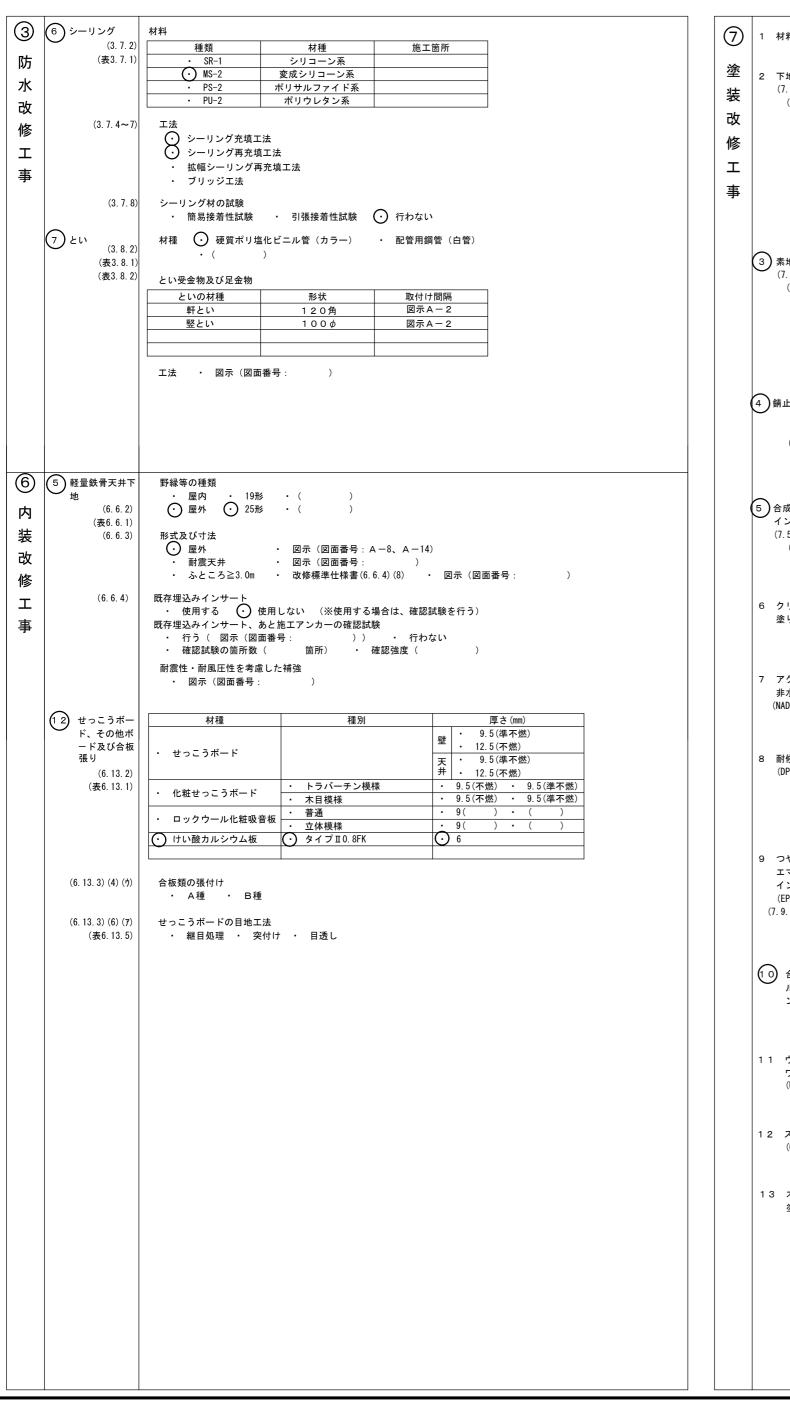
Design Office

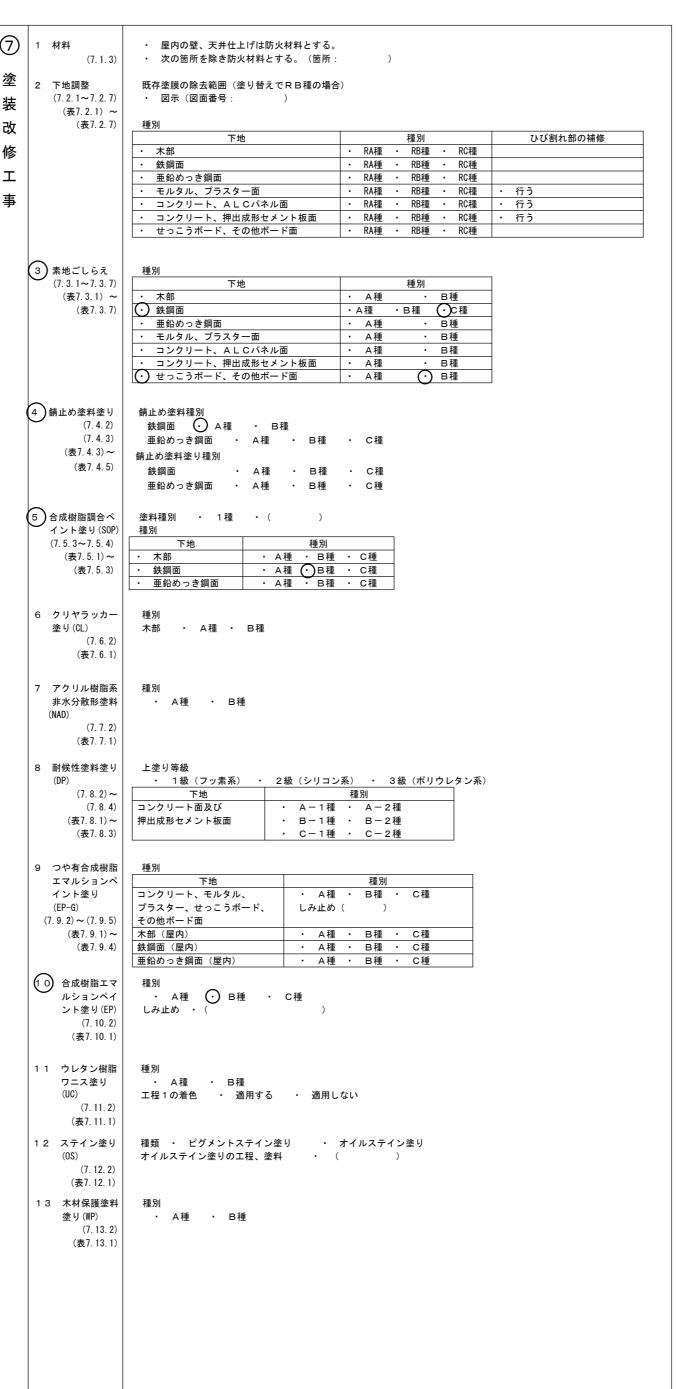
一級建築士 登録第146490号 一級建築士事務所 登録第1-169 号 (有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office 管理建築士:山田 賢治

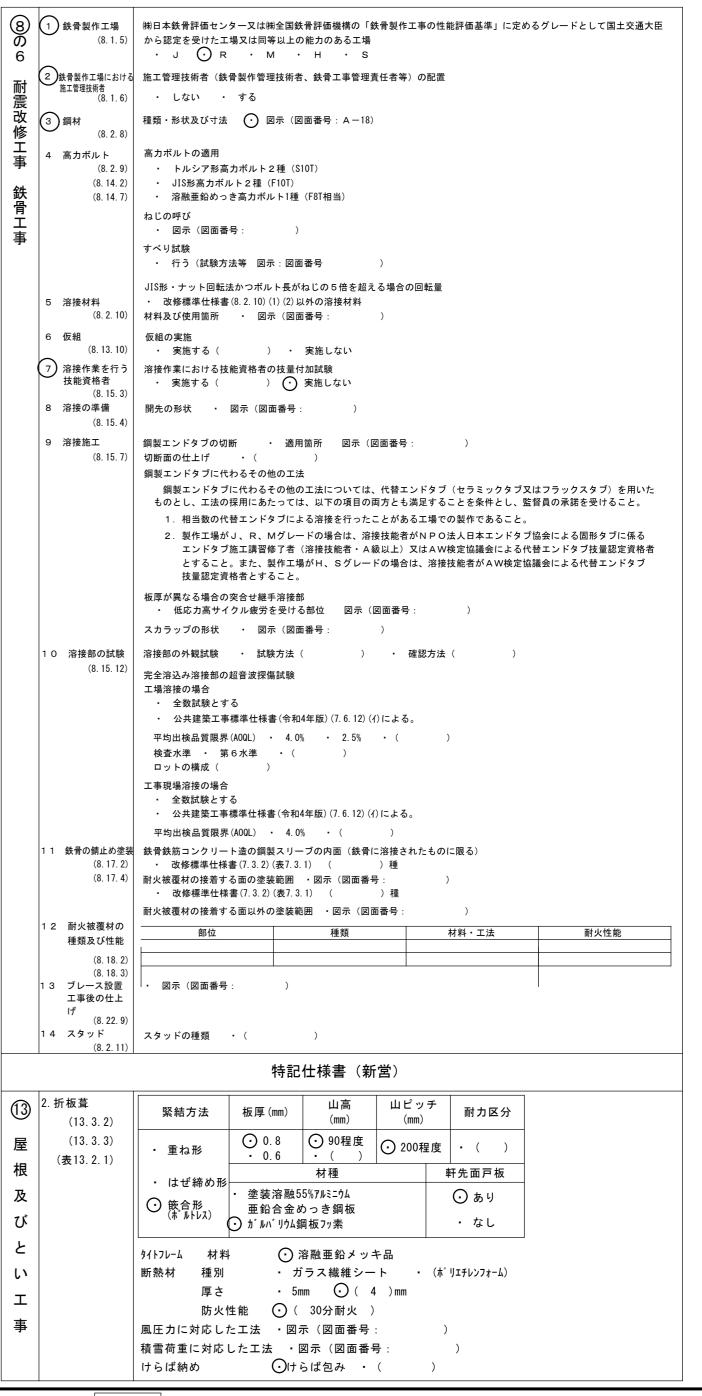
■drawing no.

■sheet no.

A-1 原図:A2







■ check client architect

■scale

contractor

■drawing title

白山庁舎アトリウム改修工事

■project title

Architectural

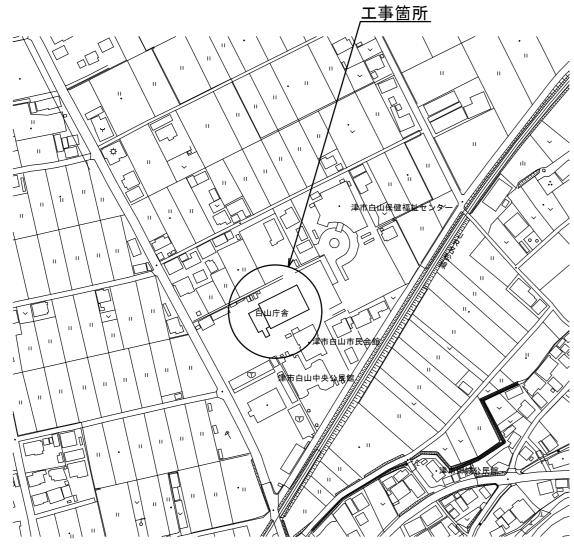
一級建築士 登録第146490号 一級建築士事務所 登録第1-169 号 (有) 貴匠設計 Kisho Architectural Design Office 管理建築士:山田 賢治

■drawing no.

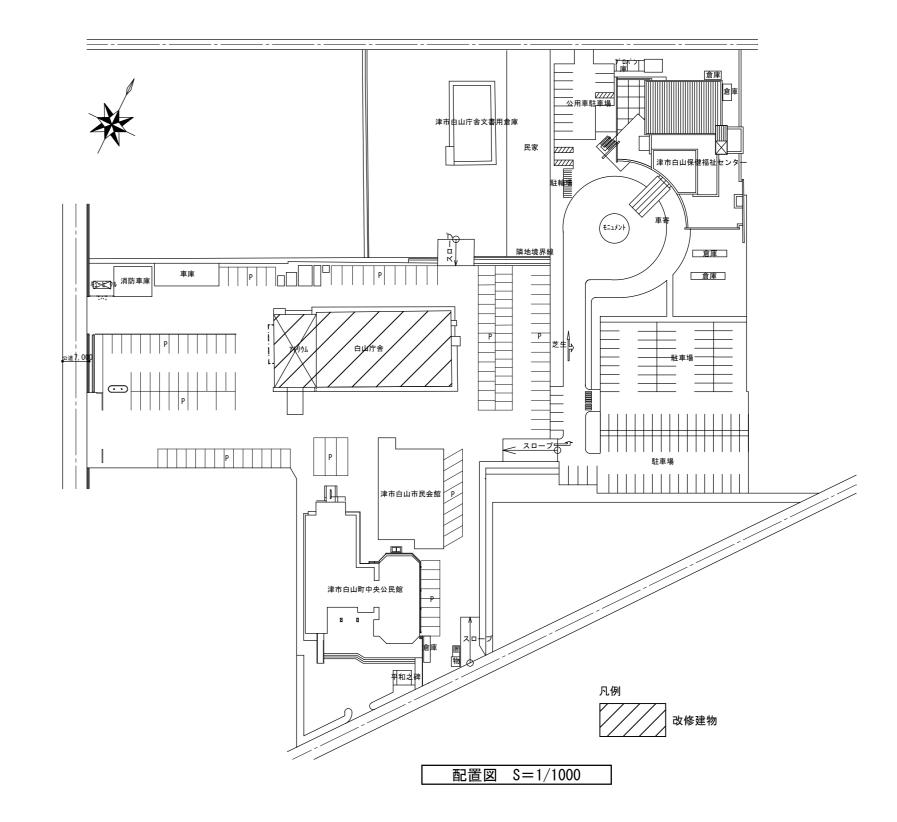
A-2

■sheet no.





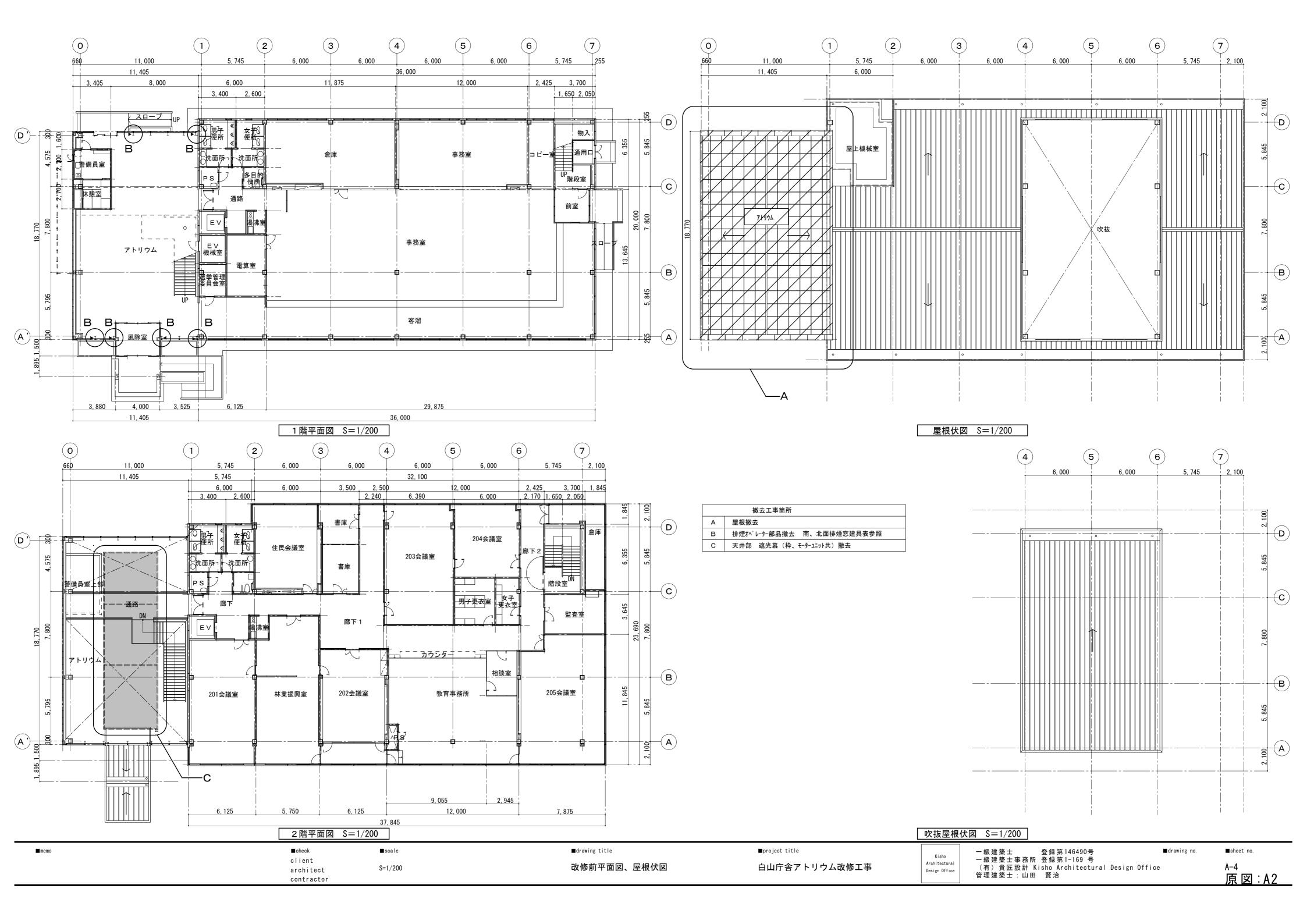
附近見取り図

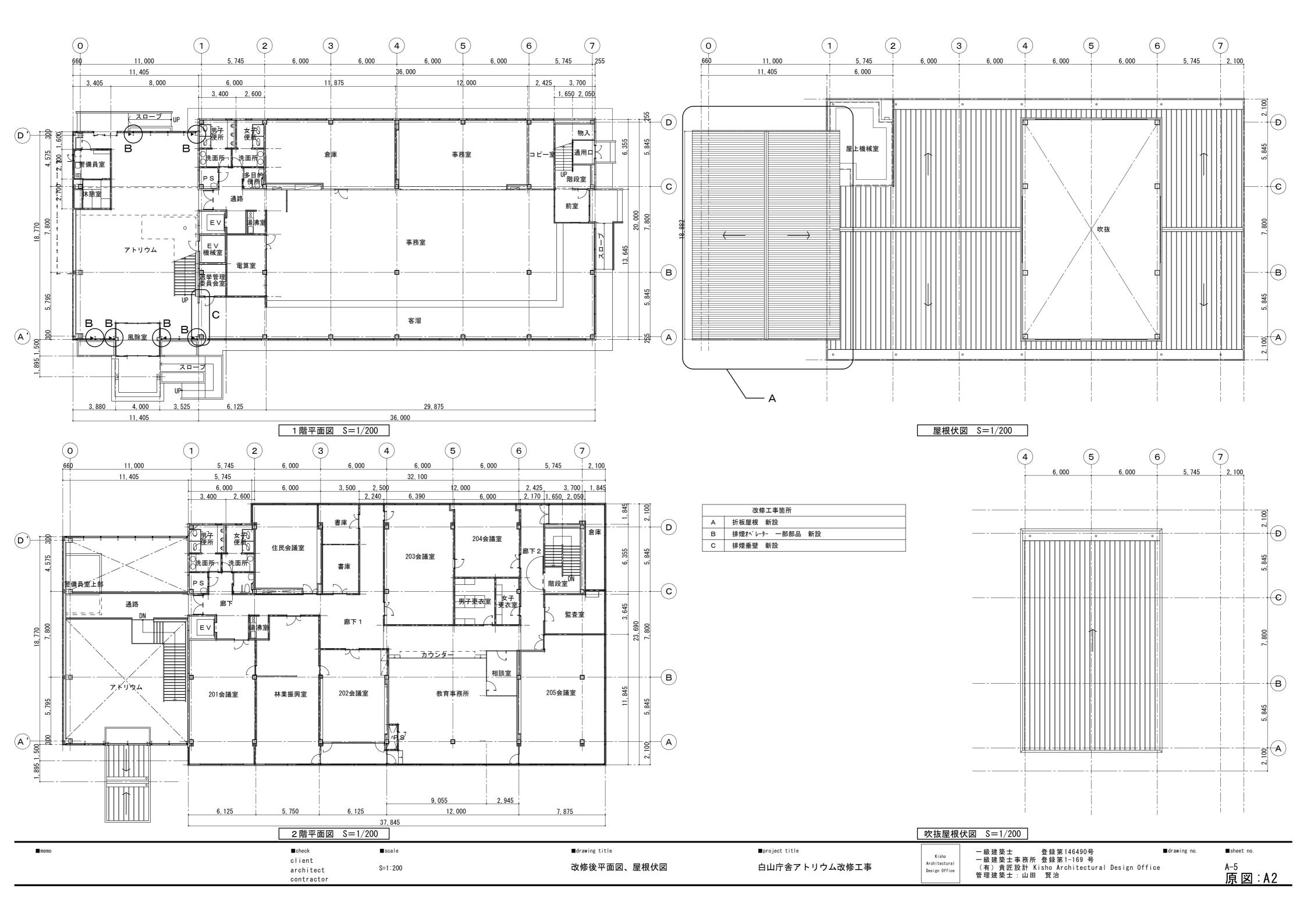


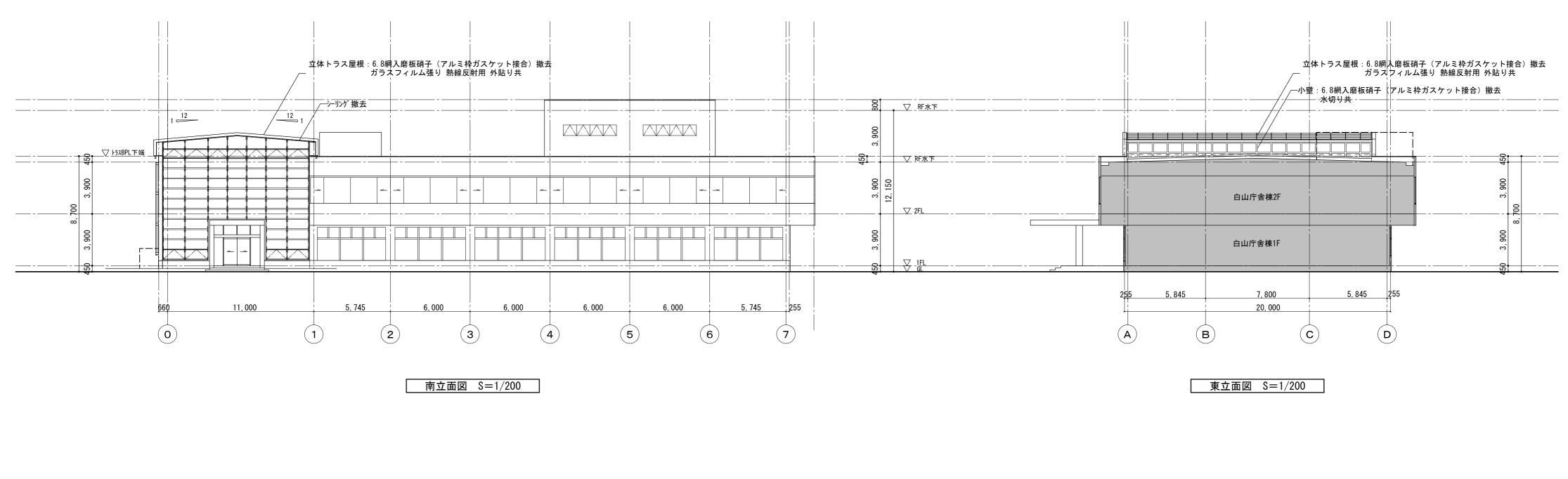
(アトリウム棟)外部仕上	.表				
屋根	改修前	立体トラス屋根: 6.8網入磨板硝子 (アルミ枠ガスケット接合) 撤去	根廻り	改修前	外装磁器質モザイクタイル張り (50mm二丁)
<b>建</b> 似	改修後	折板屋根:嵌合折版 @600 H=85 カラーガルバリウム鋼板 t=0.8 裏面:発泡ポリエチレンフォーム t=4	似題の	改修後	
軒裏	改修前	軒天:6mmケイカル板目透張 可とう形外装薄塗材E 撤去	建目	改修前	アルミサッシ、アルミカーテンウォール
打衣	改修後	6mmケイカル板張(LGS下地) EP塗 廻り縁アルミF見切 アルミ下端笠木 W=75	建具 改修後 改修前 モルタル金コ・デ押え		
小壁	改修前 6	6.8網入磨板硝子(アルミ枠ガスケット接合) 撤去	犬走り	改修前	モルタル金ゴテ押え
小堂	改修後	角波サイディングS@750 H=20 カラーガルバリウム鋼板 t=0.5	人足り	改修後	
外壁	改修前	押出成形セメント板 タイルパネル 板厚71 外装磁器質モザイクタイル張り (50mm二丁)	その他	改修前	
77至	改修後		- その他	改修後	
15%	改修前	軒樋:塩ビカラ− 角型 200角撤去 竪樋:塩ビカラ−VP φ100 撤去		改修前	
<b>竹</b> 理	改修後	軒樋:カラー塩ビ120角 ステンレス受け金物@1000以内 竪樋:カラー塩ビ100φ 掴み金物SUS@1200内外		改修後	

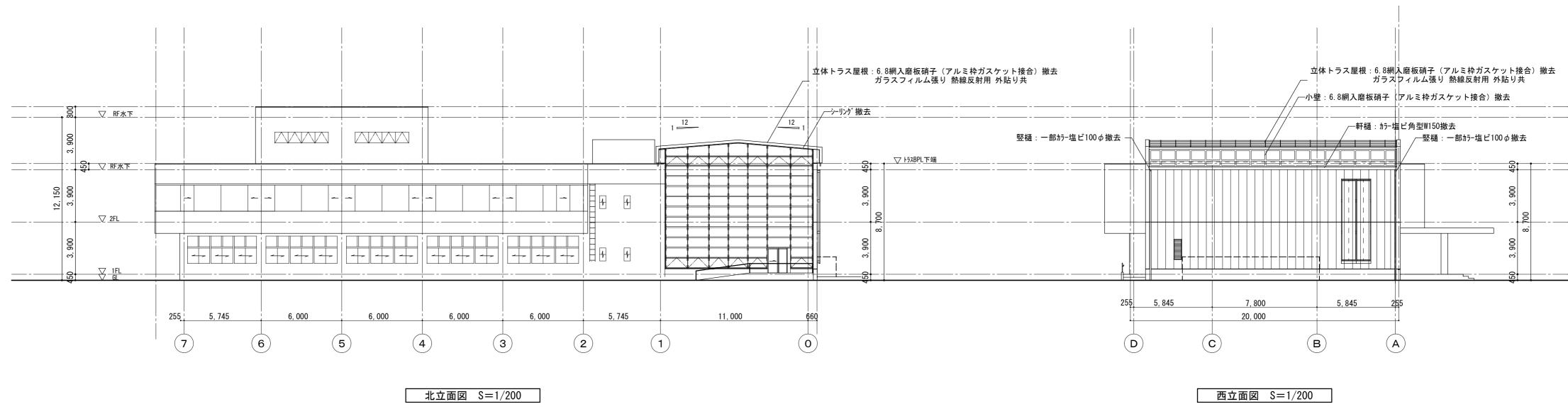
(アトリウム棟)内部仕上表 ※特記なき限り全て既設のまま									
階数	室名		床	巾木	壁	天井	廻り縁	天井高	備考
1 (7±b		改修前	御影石 バーナー (一部磨き) 仕上 400×400 張り	黒系御影石 (本磨き仕上げ)100×20	押出成形セメント板 t=26 コンクリート打放し調	ポンデ鋼板t1.2 焼付塗装 目透し 吹抜 立体トラス 6.8網入磨板硝子 (ガスケット接合)遮光幕 (ウエーブタイフ	)		
「陌	31.114.1	改修後				撤去			
吹抜	アトリウム	改修前	ビニル床シート t=2.5		押出成形セメント板 t=26 コンクリート打放し調	立体トラス 6.8網入磨板硝子(ガスケット接合) 撤去 遮光幕(ウエーブタイプ) 撤去			
一部2階	改修後				折板屋根:嵌合折版 @600 H=85 カラーガルバリウム鋼板 t=0.8 裏面:発泡ポリエチレンフォーム t=4 表し				

一級建築士 登録第146490号 ■ 一級建築士事務所 登録第1-169 号 (有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office 管理建築士:山田 賢治 ■drawing no. ■memo ■check ■scale ■drawing title ■project title ■sheet no. Kisho client Architectural 附近見取図、配置図、仕上表 A-3 白山庁舎アトリウム改修工事 S=1:1000 architect Design Office 原図:A2 contractor

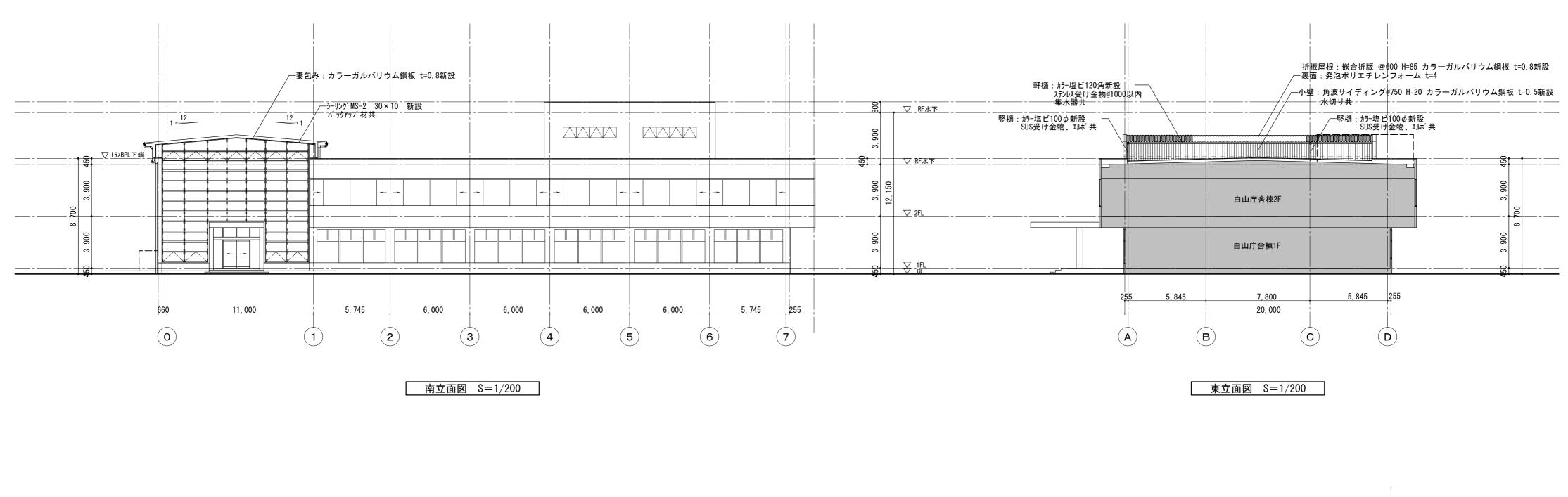


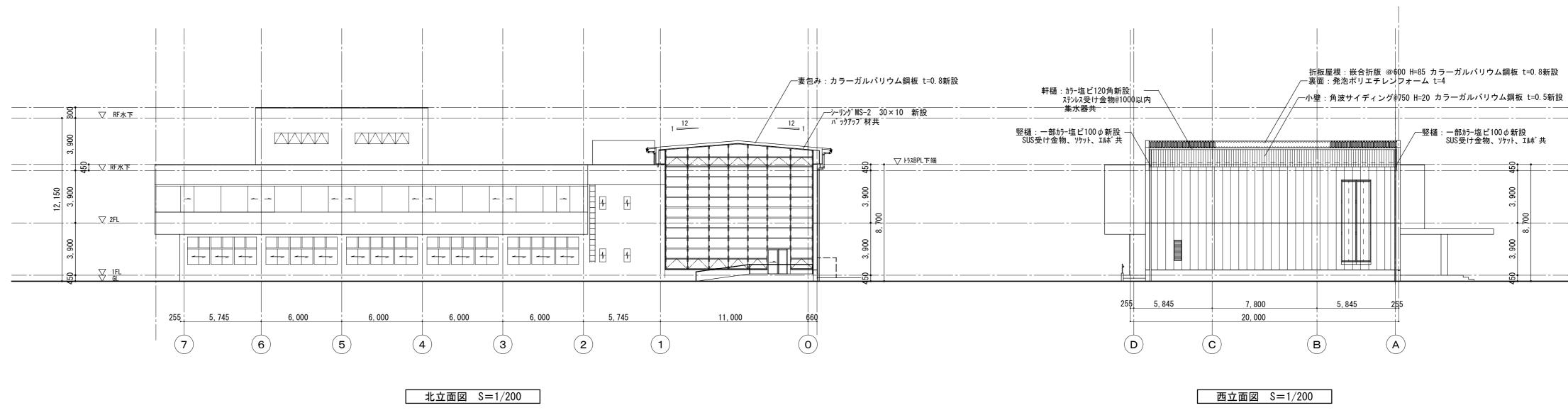






■drawing no. ■check ■scale ■drawing title ■project title ■sheet no. 一級建築士 登録第146490号 一級建築士事務所 登録第1-169 号 client Architectural 改修前立面図 白山庁舎アトリウム改修工事 A-6 (有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office S=1:200 architect Design Office 原図:A2 管理建築士:山田 賢治 contractor





■project title

白山庁舎アトリウム改修工事

■drawing title

改修後立面図

■check

client

architect

contractor

■scale

S=1:200

■drawing no.

一級建築士

Architectural

Design Office

登録第146490号

(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office

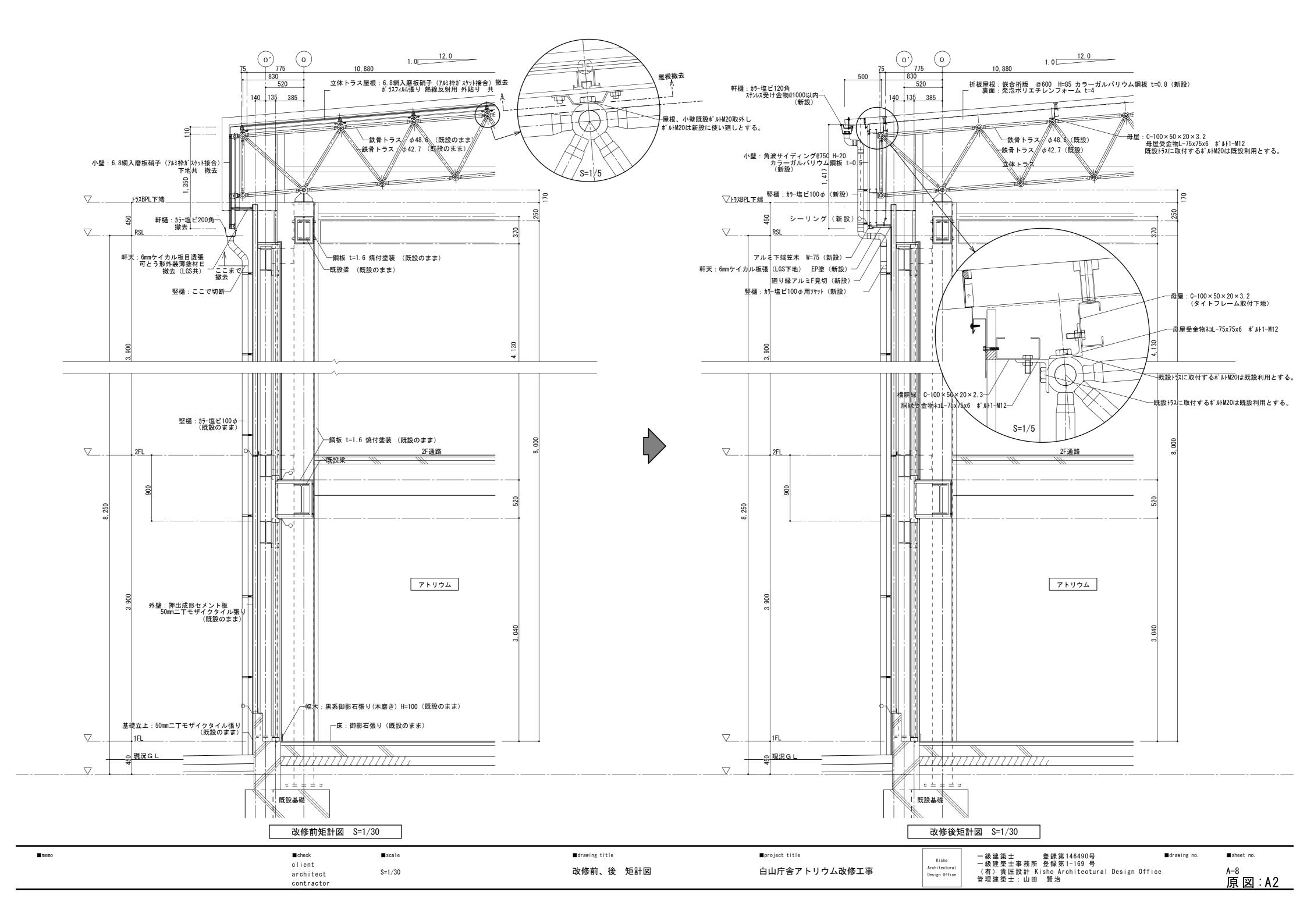
一級建築士事務所 登録第1-169 号

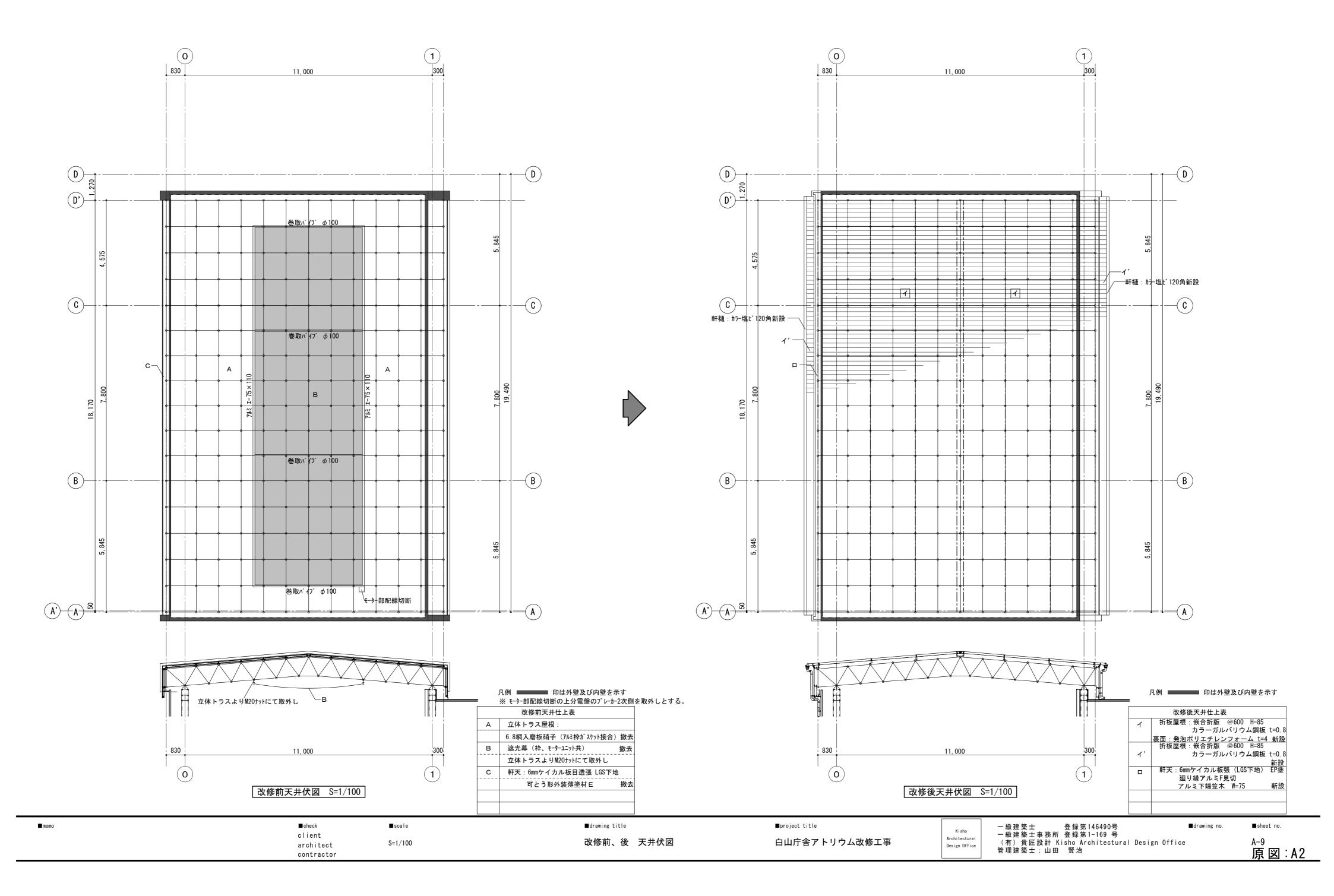
管理建築士:山田 賢治

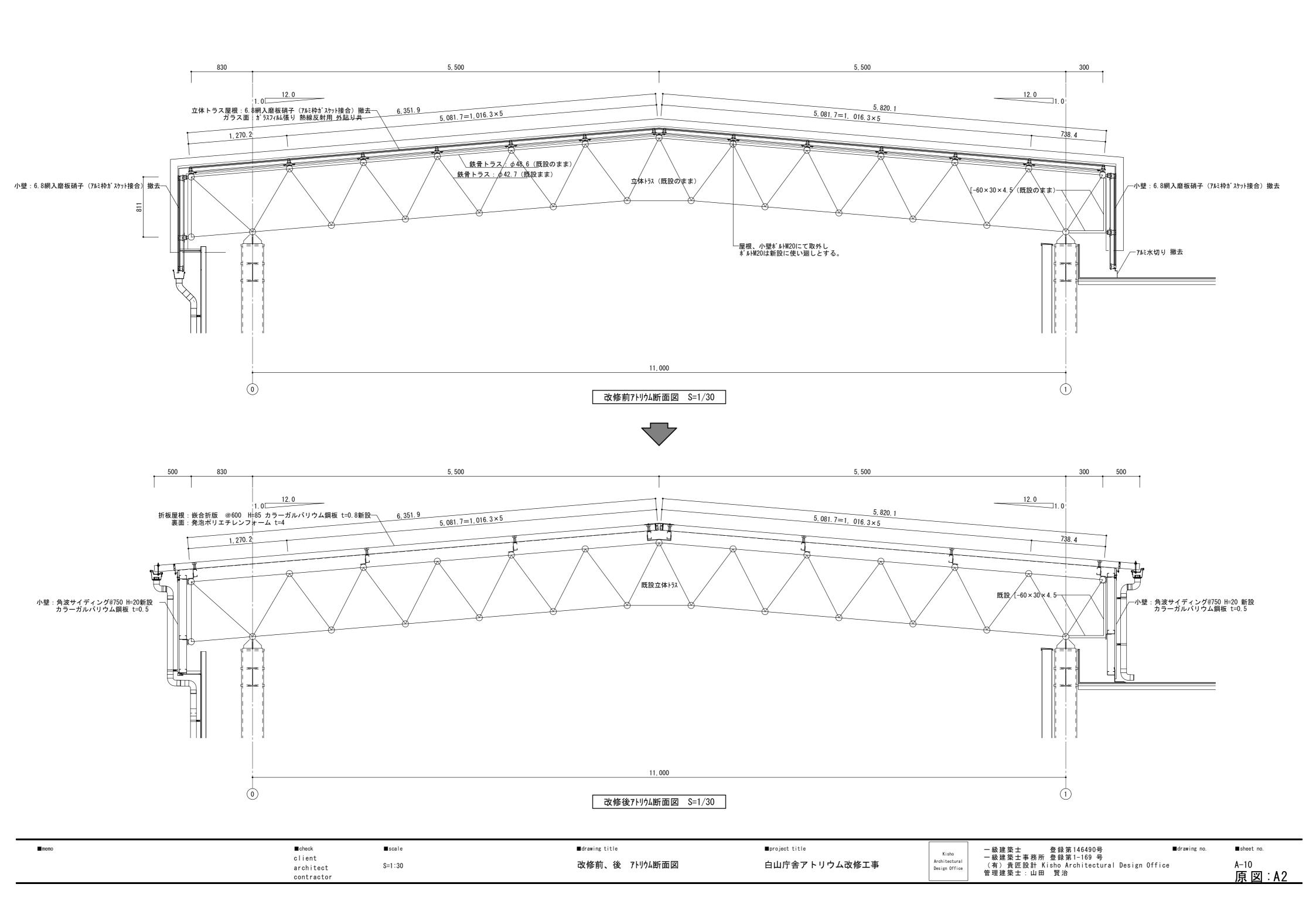
■sheet no.

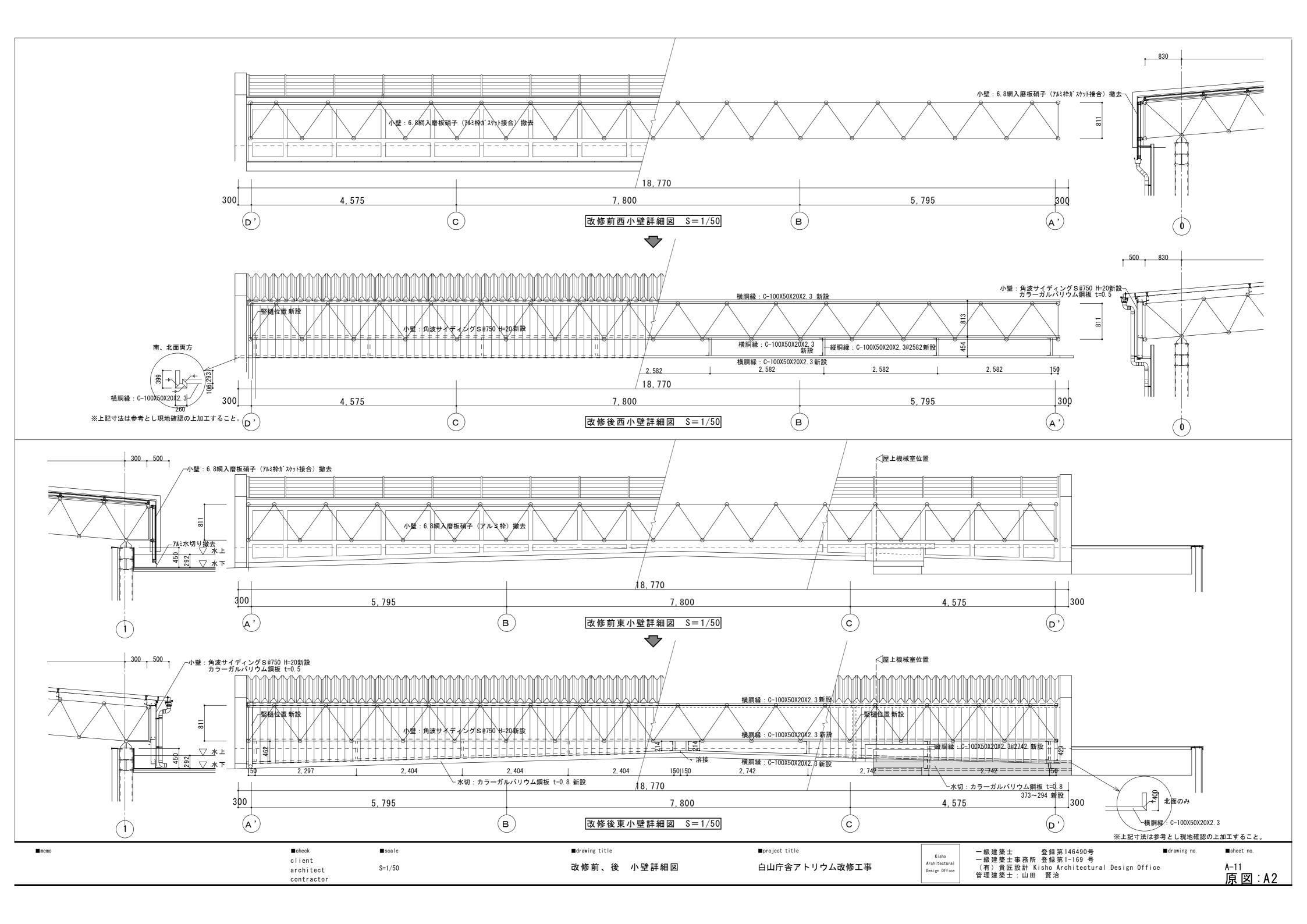
原図:A2

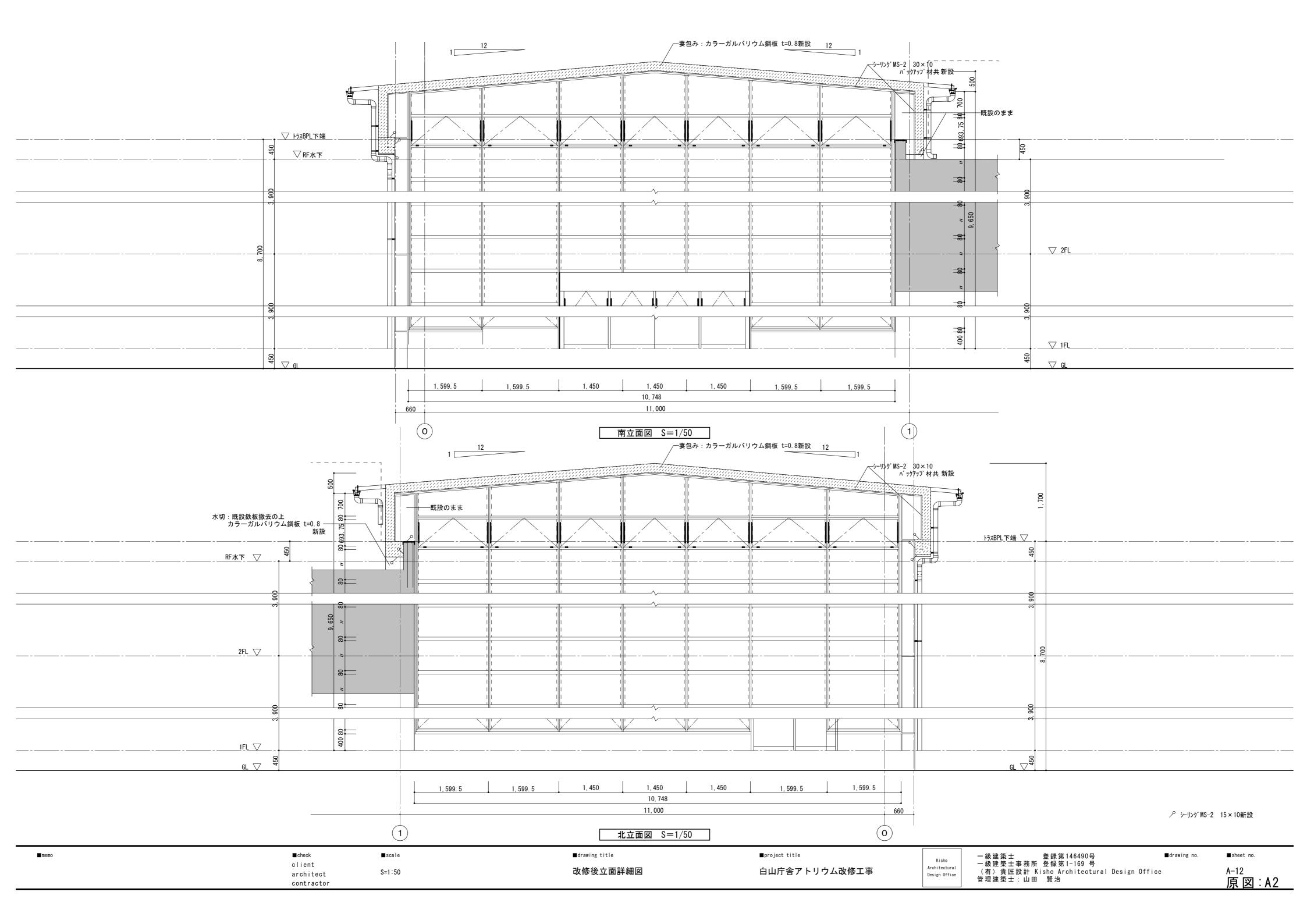
A-7

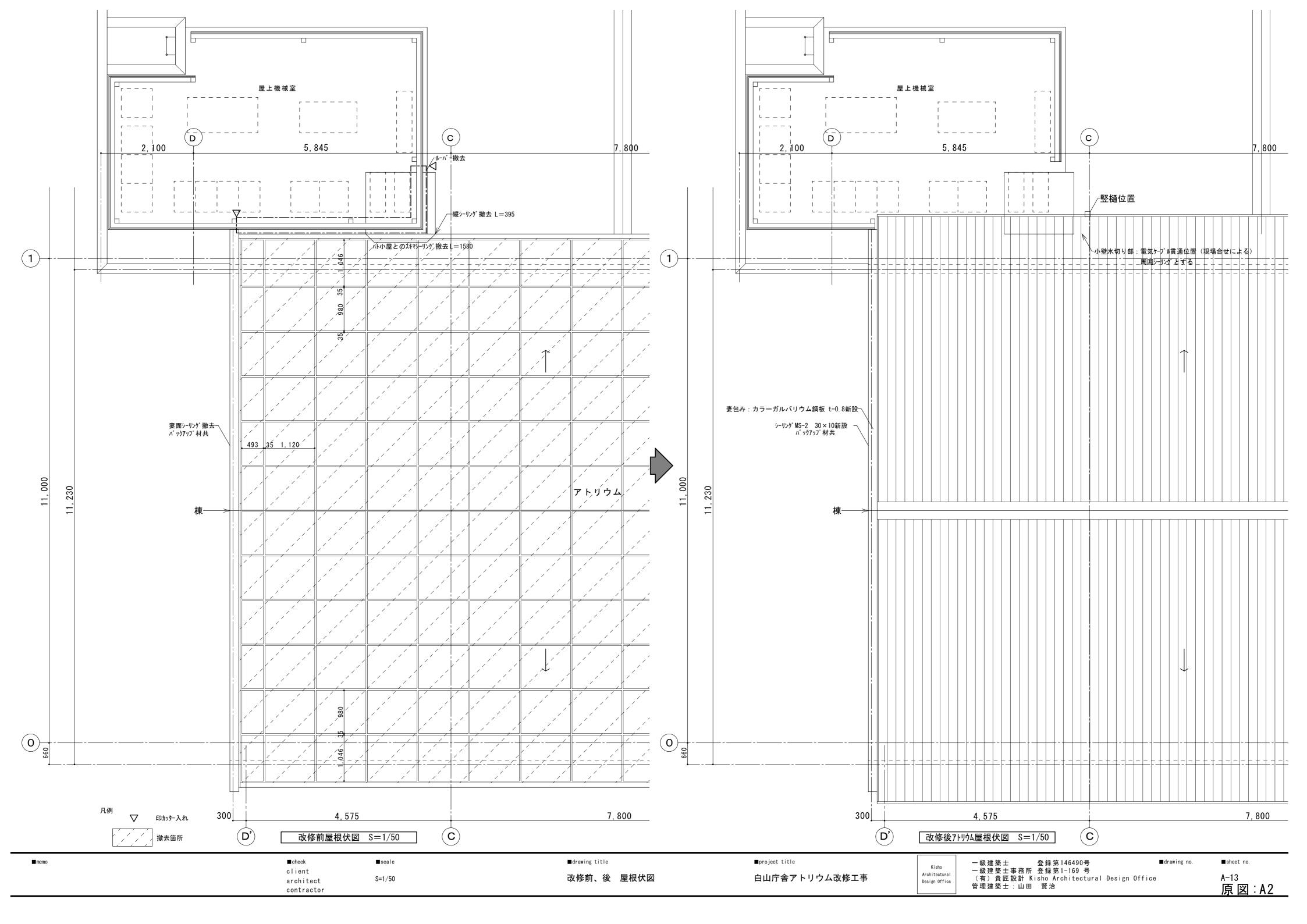


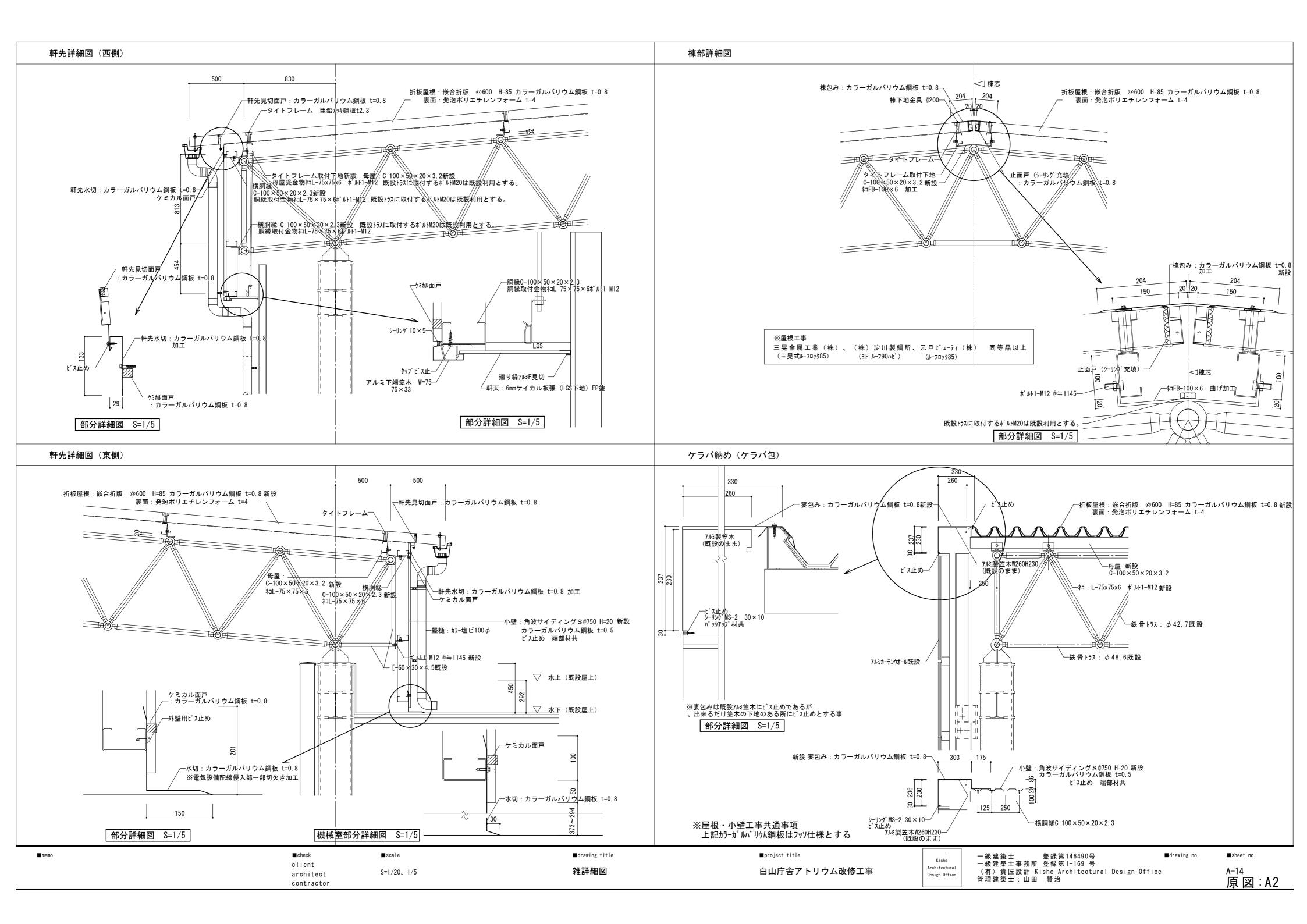


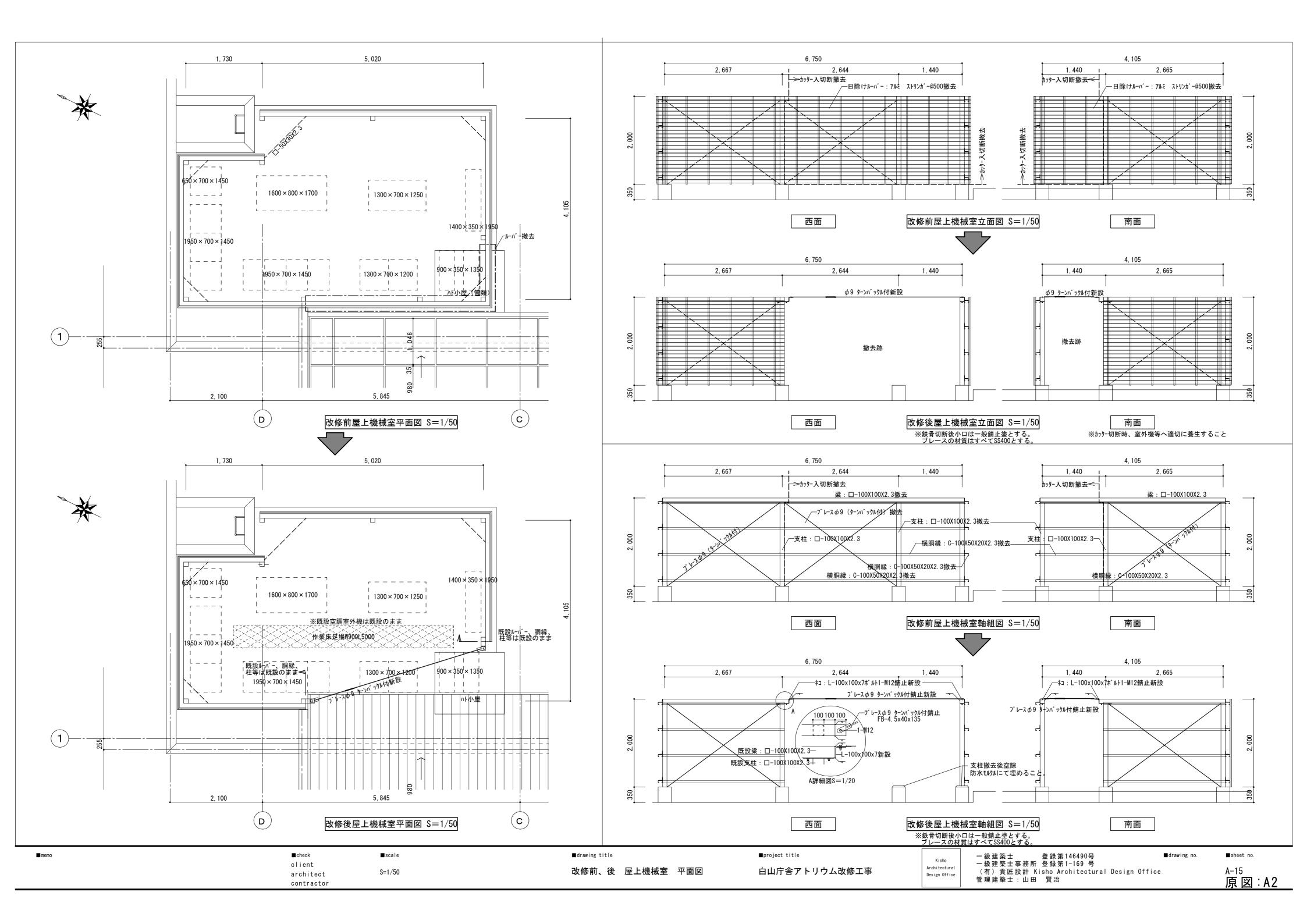


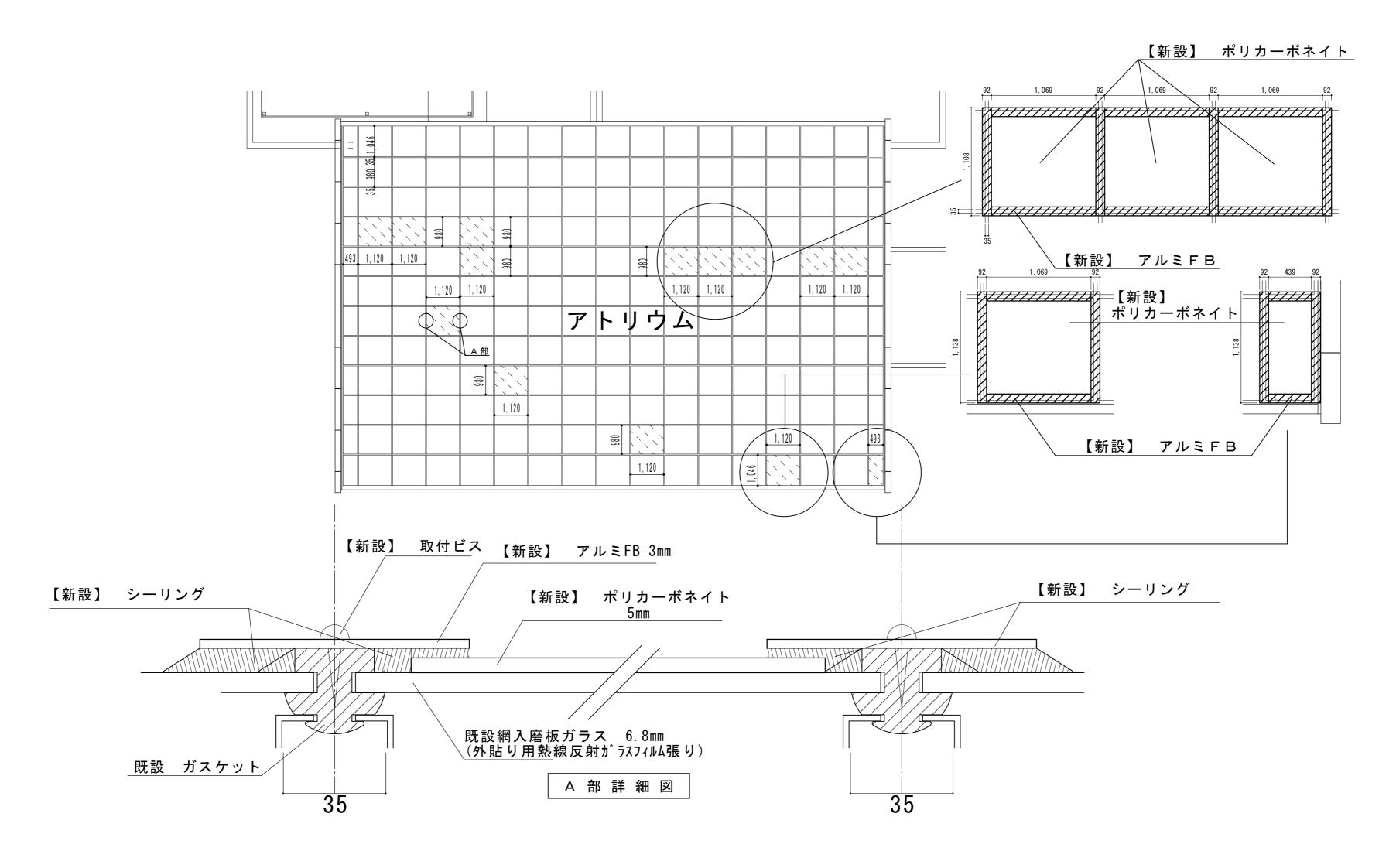










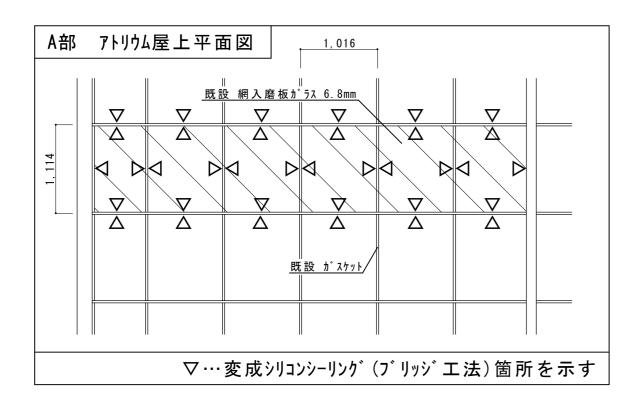


※上記全て撤去

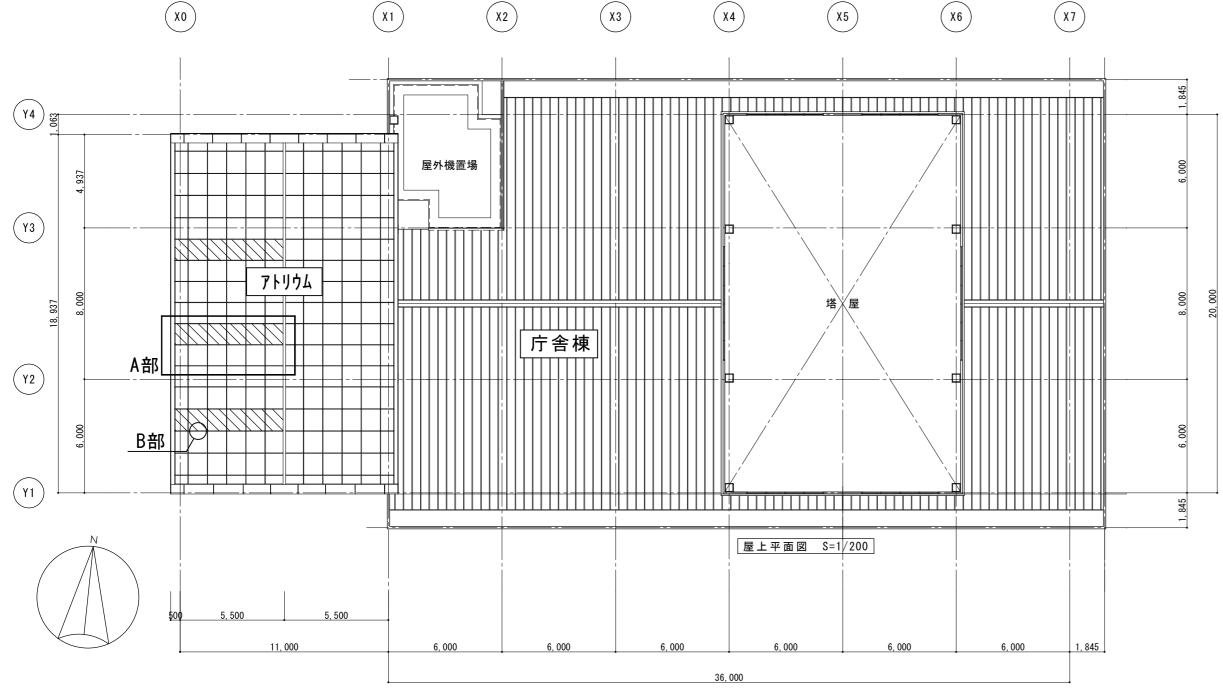
## 〈参考図〉

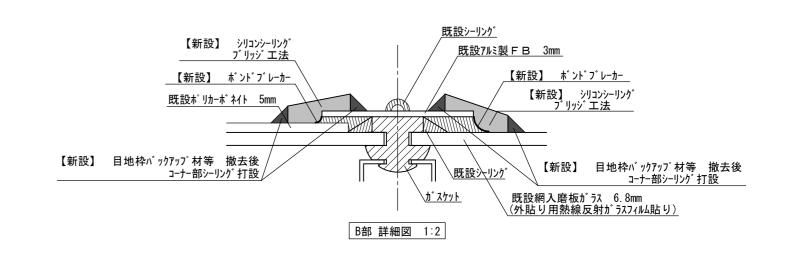
						٦	
■ memo	■check	■ scale	■drawing title	■project title		一級建築士   登録第146490号    ■drawing no. 一級建築士事務所 登録第1-169 号 (有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office	■sheet no.
	client				Kisho	一級建築十事務所 登録第1-169 号	
	client	0.1.100	改修前アトリウム屋根伏図 1	台山岸全マモロ台ノ北枚子車	Architectural	版たよ子がが、	A-16
	architect	S=1:100	以修削/17//海崖低(人区 )	白山庁舎アトリウム改修工事	Design Office	(有) 真匠設計 Kisno Architectural Design Utilice	
						管理建築士:山田 賢治	原図:A2
	contractor						凉 凶·AZ

## 平成29年度改修工事



	改修後仕.	上 表
屋根	7 トリウム	シリコンシーリンク゛(フ゛リッシ゛エ 法 ) 新 設





: ガスケット目地 変成シリコンシーリング(ブリッジエ法)改修範囲を示す

## ※上記全て 撤去

〈参考図〉

■memo	<b>■</b> check	■scale	■drawing title	■project title	Kisho	一級建築士 登録第146490号 ■drawing no.	■ sheet no.
	client architect contractor	S=1:2、1:200	改修前アトリウム屋根伏図 2	白山庁舎アトリウム改修工事	Architectural Design Office	一級建築士事務所 登録第1-169 号 (有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office 管理建築士:山田 賢治	A-17 <b>原図:A2</b>

